

発議第 1 号

富士市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

提出者（富士市議会議員）	山 下 いづみ
賛成者（富士市議会議員）	一 条 義 浩
〃 （ 〃 ）	下 田 良 秀
〃 （ 〃 ）	望 月 昇
〃 （ 〃 ）	杉 山 諭
〃 （ 〃 ）	笠 井 浩
〃 （ 〃 ）	稲 葉 寿 利

富士市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年富士市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「を半期（4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの各区分による期間をいう。以下同じ。）ごとに当該半期に属する月分（半期）」を「の当該年度に属する月分（年度）」に、「当該半期の最初の月の末日まで」を「4 月」に改め、同条第 2 項中「半期」を「年度」に改める。

第 5 条、第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 条第 3 項並びに第 9 条第 2 項中「半期」を「年度」に改める。

別表中

「

会議費	会議、研修会等への出席又は開催に要する経費
-----	-----------------------

を

」

「

会議費	各種会議の開催又は各種会議への出席に要する経費
研修費	研修の開催又は研修への参加に要する経費

に改める。

」

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の富士市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付する政務活動費については、なお従前の例による。



令和7年3月12日

富 士 市 議 会

議長 小 池 智 明 様

提出者（富士市議会議員） 山 下 いづみ

賛成者（富士市議会議員） 一 条 義 浩

〃 （ 〃 ） 下 田 良 秀

〃 （ 〃 ） 望 月 昇

〃 （ 〃 ） 杉 山 諭

〃 （ 〃 ） 笠 井 浩

〃 （ 〃 ） 稲 葉 寿 利

富士市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

本市議会において年間を通じた政務活動を円滑に実施することを目的に、交付回数を変更するとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明確にすることを目的に、会議費の区分を会議費と研修費に変更するため、条例の一部を改正する。